

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 19 件

神奈川県国民年金 事案 6331

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月

私は、夫の扶養を外れたことを契機に、平成5年7月頃に、区役所で国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続及び国民健康保険の加入手続を行った。

国民健康保険料については、夫の銀行預金口座から口座振替で納付する手続を行ったが、国民年金保険料については、送られてきた納付書により、私が、銀行で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の扶養を外れたことを契機に、平成5年7月頃に、区役所で国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行ったと主張しているところ、申立人の第3号被保険者資格喪失の処理は、同年同月に行われていることが、申立人のオンライン記録により確認でき、申立人の主張と一致する。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中に国民年金保険料の未納は無く、国民年金に任意加入し、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、平成7年1月に、申立期間の国民年金保険料に係る納付書が作成されていることが、申立人のオンライン記録により確認でき、その時点では、申立期間は、保険料を納付することが可能な期間であることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然でない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から42年8月まで

私は、昭和42年3月に転居した後に、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。同年4月からの国民年金保険料については、集金人に夫婦二人分を一緒に納付していた。39年4月から42年3月までの保険料については、区役所の職員から3年間遡って納付することができるというので、納付時期については定かではないが、夫婦二人分を一緒に遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和42年3月に転居した後に、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、同年4月からの国民年金保険料については、集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の実際の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人の特殊台帳によると、昭和42年8月31日に国民年金手帳が交付されていることが確認でき、同年同月の時点において、同年4月から同年8月までの国民年金保険料は現年度保険料となり、集金人に納付することが可能であった上、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその夫の当該期間の保険料は納付済みとなっている。

2 一方、申立期間のうち、昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料について、申立人は、遡ってまとめて納付したと主張しているが、申

立人は、当該期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に遡ってまとめて納付したと主張しているが、その夫の特殊台帳には、40 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料を、第 1 回特例納付により納付した旨の記載があるものの、申立人の特殊台帳には、特例納付により保険料が納付されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、夫の 39 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料は未納となっている。

さらに、申立人が、昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から52年5月まで
② 昭和60年5月から同年8月まで

申立期間①の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、当時同居していた母親が、「国民年金に加入することは国民の義務だ。」と言っていたので、母親が私の国民年金の加入手続と保険料の納付を行ってくれたと思う。

申立期間②については、金額の記憶は無いが、私が区役所で国民年金保険料を納付した記憶がある。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和60年6月に行われたことが推認でき、申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初の国民年金保険料を全く納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料は、当時の住所地の区役所で納付したと述べているところ、当該期間当時、区役所では保険料を収納していたとしていることから、申立人の主張に不自然さは無い上、当該期間は4か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年

金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親からは当時の事情を聞けないことから、当該期間の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続は、前述のとおり昭和 60 年 6 月に行われたものと推認され、その時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができないことから、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人が当該期間当時居住していたと主張する住所地を含め、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から50年3月まで
② 昭和53年5月

私は、昭和50年2月頃、市役所で婚姻届を提出した際、国民年金の加入状況を確認したところ、20歳から同年同月まで国民年金に未加入だと説明された。その際、「今なら5年間の国民年金保険料を遡って納付できる。」と聞いたので、その場で国民年金の加入手続を行った。しばらくすると、保険料の納付書が送付されてきたので、私の妻がその納付書を使い、銀行で保険料をまとめて納付したはずだが、私も妻も納付した金額は憶えていない。

国民年金に加入し、昭和50年10月からは、国民年金保険料は、夫婦の保険料を私の銀行口座から口座振替で納付していた。

申立期間①に私が国民年金に未加入とされ国民年金保険料が未納とされていること、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、夫婦の国民年金保険料を口座振替により納付したと述べており、当該期間の申立人の妻の保険料は口座振替により納付済みである。

また、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録で、申立人は昭和53年6月26日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人の特殊台帳には、同年4月から同年9月までの国民年金保険料が一旦納付され、同年6月から同年9月までの保険料が還付されたことをうかがわせる記載が認められる。この記載は、申立人が被保険者資格喪失手続をする前に、既に当該期間の保険料を納付していたものが、資格喪失手続

により当該期間が国民年金の被保険者期間ではなくなったため、当該期間の保険料が還付されたことを記載したものと考えられる。しかし、申立人が国民年金の被保険者資格を喪失する前月である同年5月の保険料が還付されるべき理由は見当たらず、還付されたことをうかがわせる形跡も認められないことから、同年同月の保険料は特殊台帳の記載どおり納付済みであると考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人及びその妻は、婚姻届を提出した際、同時に国民年金の加入手続を行い、その時期は昭和50年2月頃であったと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の加入手続は同年10月に行われたと推認されることに加え、申立人とは別に一人で国民年金の加入手続を行ったとしているその妻の手帳記号番号は、申立人と連番であることから、夫婦は同時に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、加入手続時期についての申立人及びその妻の主張とは一致していない。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした際、区役所で、「今なら5年間の国民年金保険料を遡って納付することができる。」と聞き、その後しばらくして送付された納付書を使い、その妻が申立期間①の保険料を金融機関でまとめて納付したと述べている。申立人及びその妻の主張から、申立人は昭和49年1月から50年12月まで実施されていた第2回特例納付について区役所で説明を受けたと考えられ、申立人が加入手続を行ったとする同年2月及び加入手続が行われたと推認される同年10月のいずれの時点においても、当該特例納付の実施期間中であった。

しかし、申立人及びその妻は、遡って納付したとする国民年金保険料の金額について全く憶えていないとしている上、第2回特例納付で保険料を納付することができた期間は、昭和48年3月分以前の時効消滅した期間であったことから、申立人が申立期間①の保険料を全て納付するためには、特例納付の納付書以外にも、過年度及び現年度の複数の納付書が必要であったと考えられるが、申立人及びその妻は、当該期間の保険料は1枚の納付書で納付したと述べるなど、当該期間の保険料の納付状況は不明であることに加え、申立人の所持する年金手帳、オンライン記録及び特殊台帳の全てにおいて、当該期間は国民年金の未加入期間とされている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年9月まで

私は、平成4年3月頃に、私の母親の勧めにより村役場で国民年金の加入手続を行った。国民年金の加入手続を行った際、村役場の職員から2年間遡って国民年金保険料を納付することができるという聞き、加入手続を行った時点において納付することが可能であった保険料を、遡って3回に分けて納付した。申立期間の保険料額は6万円ぐらいだった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月頃に村役場で国民年金の加入手続を行い、その時点において納付することが可能であった国民年金保険料を遡って3回に分けて納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、同年5月頃と推認でき、その時点において、申立期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であった上、当該期間の前後の期間の保険料は過年度納付により納付されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人が途中の6か月と短期間である当該期間についても、過年度納付により保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料を実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立期間当時申立人と同居し、申立人に国民年金の加入を勧めたとするその母親は、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付し

ている上、国民年金に任意加入し、付加保険料を納付している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立人は、申立期間後の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から51年4月まで

私は、父親に勧められ、昭和46年4月頃、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私が20歳になった同年*月の分から納付を開始した。

申立期間の国民年金保険料は、私が父親に保険料相当額を渡し、主に父親が市役所の支所で納付していたが、私も時々納付していた。当時の保険料額は、当初300円ぐらいで、保険料を納付した際、窓口で年金手帳に印紙のようなものを貼っていた。私は、昭和51年5月に就職した際、現在所持する年金手帳を渡され、それまで所持していた古い年金手帳と合わせて2冊の年金手帳を所持していた。古い年金手帳は、いつ頃から私の手元にあったのかは記憶に無いが、古い年金手帳を捨てても、申立期間の国民年金保険料の納付記録は新しい年金手帳に引き継がれており、申立期間の保険料の納付記録が消えてしまうことは無いと思っていたので、古い年金手帳は捨ててしまった。

私は、申立期間が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の国民年金の加入手続時期は54年3月又は同年4月と推認され、申立人の主張とは一致していない。

また、推認される申立人の国民年金の加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人が当該期間の保

険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、当該期間の前後を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、時期は定かではないものの、申立期間当時、既に年金手帳を1冊所持していたところ、昭和51年5月に就職し、現在所持している年金手帳を渡されたので、しばらくは2冊の年金手帳を所持していたが、古い年金手帳は破棄したと述べ、年金の記録は、古い手帳から新しい手帳に引き継がれるはずなので、現在所持する年金手帳が、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した証拠であるとしている。しかし、申立人は、所持していたとする古い年金手帳について、入手の経緯、その形や色等についての記憶が定かではないことに加え、前述したように、申立人に、当該期間当時国民年金手帳記号番号が付与された形跡は見当たらないことを考え合わせると、申立人が、当該期間において、既に年金手帳を所持していたとは考えにくい上、年金手帳は、本来、公的年金の被保険者資格期間等を記載するものであり、保険料の納付の有無を記載するものではないことから、年金手帳のみでは、保険料を納付した証拠とは認められない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年7月まで

私は、結婚をした平成5年8月に社会保険事務所（当時）で、国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際、担当者に4年11月まで遡って国民年金保険料を納付しないと受給資格月数が足りないので、保険料を納付するように勧められたことを、一緒に手続に行った元夫も鮮明に憶えている。申立期間の保険料の納付については、納付時期及び誰が納付したか記憶に無いが10万円ぐらいを社会保険事務所でまとめて納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、被保険者名簿から7年8月と確認でき、その時点まで申立期間は未加入期間である上、加入手続時点において申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であることから、申立人の主張とは合致しない。

また、申立人は、受給資格月数が不足することから申立期間の国民年金保険料の納付を勧められたと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は大学卒業後の昭和55年4月1日となっており、学生時代の任意の未加入期間を算入すると受給資格月数を満たすことから、申立人の主張は不合理である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期及び誰が申立期間の保険料を納付したかの記憶が無いことから納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 60 年 3 月まで

私は、勤務先を退職後の昭和 58 年 10 月頃、A 町に転居した。

国民年金の加入手続は、いつ、どこで、誰が、どのように行ったのか憶えていないが、A 町に転居した当初は定職に就かず、収入が無かったため、国民年金保険料を納付することができなかったものの、納付に必要な現金をアルバイトで貯め、昭和 59 年 10 月以降に、現金ができたその都度、結婚前から同居していた妻が、町役場の出張所で、納付期限の到来していない古い年月の分の保険料から、納付書に現金を添えて納付してくれていた。

私は、国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前から同居していたその妻が、町役場の出張所で、納付書に現金を添えて、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べており、その妻も、その都度、納付期限の到来していない古い年月の分の保険料から納付していたことは憶えているとしている。しかし、保険料を納付していたとするその妻は、保険料の納付時期、納付金額、納付頻度について憶えていないとしており、申立期間として昭和 58 年 9 月から 60 年 3 月までの期間を申し立てているものの、実際にはいつからいつまでの保険料を納付していたのかを特定することができないなど、当該期間の保険料の納付状況が不明である上、オンライン記録によると、申立人が、その妻が当該期間の保険料を納付してくれていたと主張する当該期間直後の時期は、保険料が免除されており、その後も、長期にわたって保険料が未納となっている。

また、申立人が所持する年金手帳、A 町が管理する国民年金被保険者の納

付記録に係る資料等から、申立期間の国民年金保険料が納付された可能性も精査したが、その形跡はうかがえず、上記の資料等の納付記録に不自然な点は見当たらないことから、行政側に不適切な事務処理があったとも考えにくい。

さらに、申立人は、自身の所持する年金手帳の国民年金に係る「初めて被保険者となった日」の欄に、昭和 58 年 9 月 22 日と記載されていることから、その時期に国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているが、同手帳の日付は、加入手続日に関係なく、強制加入期間の初日まで遡って記載されることから、加入手続日を特定するものではない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6339

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

私は、申立期間当時居住していた区に転居した昭和47年*月か同年*月頃、区役所で、国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金の加入手続を行った後は、未納が無いように、国民年金保険料を納付していた。

私の年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄にも、そのような内容が記入されている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居した昭和47年*月又は同年*月頃、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿には「昭和53.3.4日取得届受付」と押印されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、53年3月であると推認されることに加え、申立人は、今までに受け取ったことがある年金手帳は1冊であるとしており、その年金手帳が交付された際に記入される住所欄には、戸籍の附票上、申立人が51年2月以降に居住していた住所が記入されていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期以降の国民年金保険料を定期的に納付していたとしており、遡って、まとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。しかし、国民年金の加入手続を行った時期以降の保険料を定期的に納付する方法により申立期間の保険料を納付するためには、当

該期間において、昭和 53 年 3 月の加入手続により付与された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人自身も、今までに受け取ったことがある年金手帳は 1 冊であるとしていることに加え、当該期間の始期から申立人の手帳記号番号が付与された時期を通じて、同一区内に居住している申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和 47 年*月*日」と書かれているため、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであるとしているが、当該日付は、国民年金の加入手続時期を特定するものではなく、申立期間の保険料を納付していたことを示すものでもない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6340

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 7 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 7 年 10 月まで

私は、申立期間以前から会社を経営していたが、昭和 61 年 3 月まで、厚生年金保険には加入せず、国民健康保険組合にだけ加入していた。しかし、同年 4 月に法律が変わり、当該国民健康保険組合にだけ加入し続けることはできなくなると聞いたことから、同年 3 月に、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行ったはずである。

申立期間の国民年金保険料については、昭和 61 年 3 月に、区役所の中にある金融機関の出張所で、各種の税金を小切手で納付した際、社会保険関係の費用は、区役所の窓口で納付してほしいと言われたので、区役所の窓口で、社会保険料として 75 万円ぐらいを小切手で納付し、預り証のようなものを渡された。それ以降は、6 か月ごとぐらいに社会保険料を納付していた。社会保険料は、必ず納付していたので国民年金保険料も納付しているはずである。

私は、申立期間が国民年金の未加入期間とされているのに対し、私の妻の同じ期間は、国民年金の被保険者期間とされている。私の国民年金手帳記号番号が無いので、当該期間に国民年金の加入手続を行っていないとのことだが、同様に手帳記号番号が無いとされる妻は、昭和 61 年 4 月から国民年金の被保険者期間とされているのはおかしいと思う。私の記録は消されてしまったのではないか。

申立期間が国民年金の未加入期間で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月の法律改正により、国民年金及び国民健康保険に

加入する必要が生じることを知ったため、それに先立つ同年3月に、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行ったと思うと述べているが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらず、申立期間の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「昭和61年3月に区役所の窓口で、社会保険料として75万円ぐらいを小切手で納付し、預り証のようなものを渡された。その後は、6か月ごとぐらいに社会保険料を納付していた。社会保険料は必ず納付していたので、国民年金保険料も納付しているはずである。」と述べている。しかし、申立人は、「社会保険料は納付していた。」と述べるにとどまり、国民健康保険料と国民年金保険料について、それぞれ具体的な記憶等も無く、当該期間の保険料の納付状況は不明である上、同年3月に国民年金の加入手続を行ったとしながら、保険料については同年4月分からを納付したとする主張も不自然である。

さらに、申立人は、申立期間における申立人及びその妻の年金記録が、申立人は国民年金の未加入期間とされ、その妻は国民年金の被保険者期間（国民年金保険料については未納期間）とされていることについて、「私の記録は消されてしまったのではないか。」と疑問視し、記録管理について不信感があると述べている。確かに、当該期間について、申立人及びその妻には国民年金第1号被保険者として、国民年金に加入し保険料を納付する義務があったと考えられることから、本来、当該期間は記録上、夫婦共に国民年金の被保険者期間として管理されるべき期間である。しかし、夫婦のうち、申立人のみ当該期間が国民年金の未加入期間とされている理由は定かではないものの、前段までに述べたように、申立人の当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、申立人が当該期間に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと考えることは難しく、夫婦について当該期間の記録が一致していないことをもって、「申立期間の記録が消されたのではないか。」とする申立人の主張が合理的であると考え理由は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（課税証明書、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述を実施し、申立人から、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、具体的な説明を求めたが、申立人は、「社会保険料は必ず納付していたので、国民年金保険料も納付しているはずである。」とするこれまでの主張を繰り返すのみで、新たな供述等を得ることはできず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月

私は、昭和61年6月に、夫が厚生年金保険被保険者ではなくなってしまったため、区役所の支所に行き、国民年金保険料を納付した。国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行った記憶は無く、手続についての説明も受けなかった。保険料の納付方法としては、印紙を購入して年金手帳に貼り付けたと思うが、その手帳は、区役所の支所で、現在所持している手帳と差し替えられてしまったため、手元に残っていない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年6月に、区役所の支所へ行き、国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更は、平成8年2月に行われていることから、申立期間当時、申立人は第3号被保険者であり、申立期間は、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について、区役所の支所で印紙を購入し、年金手帳に貼り付ける方法で納付したと述べているが、申立期間当時は、当該区役所では、納付書を用いて納付する方法が採られており、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年5月に払い出されており、手帳記号番号の払出時期から申立期間を通じて、申立人の居住地に変更は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 51 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 51 年 2 月まで

私は、昭和 35 年 10 月頃、国民年金の加入手続を市役所の支所で行った。私は、現在、肌色とカーキ色の 2 冊の国民年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、納付した保険料額等はおぼえていないが、継続して納付していたと思う。私の国民年金手帳の昭和 44 年 8 月から 45 年 6 月までの検認欄に検認印が押されていることと、私が同年 7 月から同年 9 月までの期間の領収証書を所持していることが、私が継続して申立期間の保険料を納付していた証拠だと思う。

申立期間に私が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかず、厚生年金保険に加入していた期間については、保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付した保険料額等については記憶が定かではないが、自身の所持する国民年金手帳の昭和 44 年 8 月から 45 年 6 月までの検認欄に検認印があること、及び同年 7 月から同年 9 月までの保険料の領収証書を所持していることから、44 年 8 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した後も、引き続き保険料を納付していたと述べている。しかし、申立人の所持する国民年金手帳、特殊台帳、オンライン記録及び申立人が 51 年 3 月以降居住した市の保険料納付状況リストの全てにおいて、申立人は 44 年 8 月 25 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、51 年 3 月 12 日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、これら複数の関連資料の全ての記録が一致していることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったと考えるのが自然である。

また、昭和 44 年 8 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料については、特殊台帳において、一旦納付されていたことは確認できるものの、46 年 11 月に還付された記載があり、当該還付は、申立人が 44 年 8 月以降、厚生年金保険の被保険者であったことが確認されたことにより行われたと考えるのが自然で、ほかに当該還付が誤還付であったことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が当該期間の保険料を還付された憶えは無いと主張していることのみをもって、当該期間の保険料が還付されていなかったと認めることは難しい。

さらに、申立人は、これまでに数度、年金事務所から記録管理事務について誤りがあった等の連絡を受けていることから、記録管理事務等に不信感を抱いているとしており、確かに、申立人が述べているような誤った事務処理が行われていたことは確認できるが、これらの事務処理の誤りと、申立期間の記録管理事務とを結び付け、そのことをもって、当該期間の記録管理事務にまで誤りが生じ、申立人が主張するように、当該期間が国民年金の未加入期間とされたと考えることはできない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付額等について記憶が定かではないとしており、当該期間の保険料の納付状況が不明である上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から60年3月までの期間及び同年6月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年3月から60年3月まで
② 昭和60年6月から平成元年3月まで

私は、16歳で自営業者の夫と結婚し、20歳になれば、当然に国民年金に加入するものだと思っていたので、20歳になった昭和49年*月に、市の行政センターで、自分自身で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、納付書を使い、金融機関又は郵便局で納付していた。夫の保険料は、いつ頃からかはっきり思い出せないが、早くから口座振替で納付していたので、私と夫の納付方法は違っていた。

国民年金保険料は20歳から納付していたと思うし、昭和60年4月と同年5月の2か月だけ保険料を納付して、その後約4年も納付せず、再び平成元年4月から納付を始めるような理由は無かった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年*月に20歳になったことを契機に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の国民年金の加入手続時期は60年2月と推認され、加入手続について、申立内容とは一致していない。

また、申立期間①の国民年金保険料について、推認される加入手続時期から、当該期間のうち、昭和49年3月から57年12月までの保険料は時効により納付することはできず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、

申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、45年9月以降、継続して同一の市に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、申立人は、遡って保険料を納付したとは述べていない。

さらに、申立期間②の国民年金保険料について、申立人は、その夫の保険料は早くから口座振替で納付していたが、申立人自身は納付書により金融機関又は郵便局で定期的に納付していたと述べている。このことを裏付ける関連資料として、申立人から提出された当該期間のその夫の確定申告書（控）及び銀行預金通帳からは、申立人の夫が保険料を口座振替で納付していたこと、及び毎年度一人分に相当する保険料額を申告していた状況をうかがうことはできたものの、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがうことはできなかった。

加えて、申立人は、昭和60年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していること、及び平成元年4月から連続して保険料を納付していることから、納付済みと納付済みの途中の申立期間②の未納は不自然であると述べているが、当該期間の前後の期間を含め、保険料は定期的に納付書で納付したとする以外に具体的な供述が無く、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年7月までの国民年金保険料及び平成12年7月から14年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から58年7月まで
② 平成12年7月から14年3月まで

申立期間①について、私は、昭和55年4月から実家で働くようになったので、母親が市役所で国民年金の加入手続を行い、郵便局で私の国民年金保険料を納付していたことを聞いていたにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間②の付加保険料について、未納とならないように口座振替により付加保険料を含めて納付していたはずなのに、付加保険料だけが振替されていなかった。振替されていなかったのは、区役所で事務処理に遺漏があったのだと思うので、申立期間②の付加保険料を今から納付できるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母親が昭和55年4月に市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は当該期間当時の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び国民年金手帳記号番号払出簿から昭和61年4月と推認でき、申立内容と一致しない上、加入手続時点で申立期間①は国民年金に未加入で

保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人自身は、付加保険料が振替されていないことを認めており、申立期間②の付加保険料が振替されていなかったのは、区役所での事務処理に遺漏があるものとして、当該期間の付加保険料の納付の機会を付与するように求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、保険料の納付に関する法律の規定又は運用の可否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年2月まで

私は、退職した平成14年10月頃に、市役所で、転入手続を行い、国民健康保険についても確認した。そのときに、国民年金の加入手続も行ったと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料を、いつ頃、どのように納付したかは憶^{おぼ}えていないが、市役所か郵便局で納付していたと思う。

申立期間の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付について、具体的に憶^{おぼ}えているわけではないが、ほかの時期も、会社を退職したときには、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行って、保険料を納付しているため、申立期間についても同様に、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付しているはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年10月頃、国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているが、オンライン記録によると、16年8月に、申立人の申立期間に係る国民年金の加入勧奨通知が発行されていることが確認できるため、当該期間当時、申立人が当該期間に係る国民年金の加入手続を行っていたとは考えにくく、申立内容とは一致しない。

また、申立人は、時期は記憶していないものの、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うと述べているが、当該期間は、その当時から現在に至るまでの間、引き続き国民年金の未加入期間であったと考えられるため、

当該期間に係る保険料の納付書が発行されていたとは考えにくく、申立人は、いずれの時期においても、当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月及び12年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月及び12年1月

私は、平成11年12月に会社を退職したため、12年1月頃に、私又は母親が、区役所で私の国民健康保険の加入手続を行い、併せて厚生年金保険から国民年金への切替手続も行った。申立期間の国民年金保険料については、具体的な時期や場所は分からないが、私が、コンビニエンスストアで1か月分ずつ納付した。将来、年金を受給することを考えて、保険料を納付しており、納付書が送付されているので、保険料を納付しないということはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年12月に会社を退職したため、12年1月頃に、申立人又はその母親が、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、具体的な時期や場所は分からないが、申立人が、コンビニエンスストアで1か月分ずつ納付したと主張しているが、コンビニエンスストアで、保険料を納付することができるようになったのは、16年以降であることから、申立期間当時に、申立人が、保険料をコンビニエンスストアで納付していたとは考え難い。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6347

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成5年5月まで
結婚した平成2年5月又は同年6月頃に、妻が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。
私の国民年金の被保険者資格取得時期である昭和63年4月から加入手続時までの国民年金保険料については、妻が、遡って納付してくれたはずであり、その後の保険料についても、妻が納付してくれたはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した平成2年5月又は同年6月頃に、その妻が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、7年7月に払い出されており、申立期間直後の5年6月から同年9月までの国民年金保険料が、7年7月に納付されていることが申立人のオンライン記録により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、2年3月から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人はその妻が、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期である昭和63年4月から国民年金の加入手続時までの国民年金保険料を遡って納付してくれたはずであると主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる平成7年7月の時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納付することができる特例納付制度も実施されていなかったことから、その妻が、当

該期間の保険料を遡って納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後の国民年金保険料についても、その妻が納付してくれたはずであると主張しているが、上記のとおり、申立人の国民年金の加入手続は、平成7年7月頃に行われたものと推認できることから、2年5月又は同年6月から5年5月までの期間当時に、その妻が、申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができなかつた上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 12 月まで

私は、会社を退職した昭和 63 年 9 月に、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、市役所から送られてきた納付書により、金融機関で納付していたが、私が金融機関に行けないときは、母親に納付してきてもらうこともあった。

私が所持している年金手帳には、申立期間の日付が記載されているにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 9 月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の納付記録から、平成 4 年 3 月頃に行われたと推認でき、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の主張するとおり、申立人の年金手帳には申立期間に係る資格記録が記載されていることが認められるものの、前述のとおり申立人の国民年金の加入手続は平成 4 年 3 月頃に行われたと推認できることから、年金手帳の資格記録はその際に記入されたものと考えられ、オンライン記録との相違があることが確認できるが、年金手帳の資格記録の記載のみをもって

申立期間の国民年金保険料が納付されたものと考えすることは難しい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年6月までの期間及び4年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月から3年6月まで
② 平成4年10月

私の妻は、私が会社を退職した直後の平成2年10月及び4年10月に、当時住んでいた区の区役所で、年金手帳を持参し、自身の加入手続と一緒に、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後、国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により、私の妻が、毎月、その月内に、自身の分と一緒に、自宅近くの郵便局又は金融機関で納付していた。私は、妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の保険料を納付してくれていたはずであるのに、当該期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤めていた会社を退職した平成2年10月及び4年10月に、その妻が国民年金の加入手続を行ってくれたと述べている。しかし、基礎年金番号制度が導入された9年1月より前に申立人に付与された厚生年金保険被保険者記号番号が申立人の基礎年金番号となっており、同番号により申立人の国民年金の被保険者記録が作成されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、初めて申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、少なくとも同年以降であることに加え、4年11月から勤務していた会社を退職した時期（12年7月）及び申立人自身の国民年金保険料の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続時期は12年7月又は同年8月と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される平成12年7月又は同年8月の時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効により

納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付金額についての記憶が曖昧である上、納付場所についても、申立期間①当時開設されていなかった郵便局で納付したとしているなど、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述を実施したものの、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 52 年 9 月まで

私は、友人の多くが国民年金に加入していることを知ったため、昭和 50 年頃に、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。その際、今なら国民年金保険料を 5 年間遡って納付することができるというところから、2 万円から 3 万円ぐらいをまとめて納付した。加入手続後の保険料については、定期的に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年頃に市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を 5 年間遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金手帳交付簿から、55 年 1 月と推認でき、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない上、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 55 年 1 月の時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないことから、申立期間の保険料を納付するためには、特例納付により納付するほか無く、当時、第 3 回特例納付が実施されていたものの、申立人が遡って納付したとする保険料額は、特例納付により実際に 5 年間遡って納付した場合の保険料額と大きく乖離^{かい}している上、申立人の特殊台帳には、申立期間の保険料が特例納付により納付されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

ないことから、申立期間の保険料が特例納付により納付されていたとまでは推認し難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 53 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 53 年 1 月まで

私は、国民年金の加入手続についての記憶は定かではないが、国民年金保険料を金融機関で未納が無いように納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を金融機関で未納が無いように納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付金額及び納付場所についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人は昭和53年2月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、これまでに交付された年金手帳は1冊のみであると述べている上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、202か月と長期間に及んでおり、これだけの期間にわたる事務処理を、同一の行政機関が続けて誤るとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6352

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月

私が昭和 54 年 12 月頃に転居した後に、私の妻が私の国民年金の加入手続を区役所の出張所で行った。申立期間の国民年金保険料については、妻が遑って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 12 月頃に転居した後に、その妻が申立人の国民年金の加入手続を区役所の出張所で行い、申立期間の国民年金保険料については、妻が遑って納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその妻は、国民年金の加入手続の時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間に係る昭和 54 年 12 月の国民年金被保険者資格取得の記録及び 55 年 1 月の被保険者資格喪失の記録は、平成 8 年 10 月に追加されたことがオンライン記録により確認できることから、その時点まで申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認される上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6353 (事案 1650 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月及び同年8月

私は、昭和51年7月に会社を退職してすぐに、市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、国民年金の加入手続を行った際に、私が、市役所で納付したと思う。

今回、新たな資料が見つかったわけではないが、申立期間が未加入とされていることに納得できないので、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、会社を退職した昭和51年7月に、市役所において国民年金に任意加入する手続を行ったと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日からみて、申立人は同年9月に国民年金に任意加入する手続を行ったと推測でき、申立人が所持する年金手帳でも、申立人がはじめて被保険者となった日は、同年9月14日とされていること、ii) 申立期間は、任意加入期間であり、遡って国民年金に加入できない未加入期間であるので、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 口頭意見陳述においても、申立人から申立期間の保険料を納付していた事実を裏付けるまでの具体的な陳述を得ることはできなかったことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料を提示したわけではないが、昭和51年7月に会社を退職してすぐに、市役所で国民年金の加入手続を行っ

たと主張しているところ、申立人が居住している市において、申立人に対し同年同月に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別に、申立期間に係る手帳記号番号が払い出されていなかったか、再度調査を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらなかった。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと思うと主張しているが、申立人は、保険料の納付方法及び納付金額について、具体的に憶^{おぼ}えていないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

したがって、今回の申立ては当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 47 年 4 月まで

時期は定かではないが、私が結婚した昭和 47 年 5 月以前に、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。

以前、父親から、私の国民年金保険料を納付していたことを何回も聞かされていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、申立人が結婚した昭和 47 年 5 月以前に、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその父親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 52 年 12 月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 1 月に、その当時申立人が居住していた A 市において払い出されており、申立期間当時申立人が居住していた B 区において、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間同時に、申立人の父親が、申

立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。